

千葉県印旛健康福祉センター運営協議会傍聴要領

1 傍聴手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、定められた時間内に会場受付で氏名等を記入し、協議会の許可を得た上で事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴希望者は、事前に定められた期間内に連絡いただいた方を優先します。先着順に受付し、定員になり次第締め切ります。
- (3) 傍聴を希望される方で点字資料、手話通訳、要約筆記、車いす等の配慮が必要な方は、原則として会議開催の七日前（土・日・祝日を除く）までに事務局までお申出ください。

※電話、メール、FAX等により申出を受け付けます。その他、受付方法に配慮が必要な場合には、別途御相談ください。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影・録画・録音等を行わないこと。ただし、協議会の会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。

附 則 この要領は、平成十九年九月二十日から施行する。

附 則 この要領は、平成二十八年一月八日から施行する。

附 則 この要領は、令和六年八月八日から施行する。

附 則 この要領は、令和七年三月二十七日から施行する。